

第4章 税金

1. 税金の分類と納付方法

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. わが国の税金には国税と地方税があるが、事業税や固定資産税は、国税である。
2. 納税義務者と担税者が異なることを予定している税を間接税といい、間接税の例として消費税が挙げられる。
3. 税金を直接税と間接税に区分した場合、所得税や相続税は前者に該当し、消費税や酒税は後者に該当する。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 税金を国税と地方税に区分すると、（ ① ）は国税であり、（ ② ）は地方税である。
1) ①法人税 ②事業税 2) ①不動産取得税 ②登録免許税
3) ①固定資産税 ②印紙税
2. 税金を負担する者（担税者）と納税義務を有する者（納税義務者）が異なることを想定している税を間接税といい、間接税の例として、（ ）が挙げられる。
1) 所得税 2) 相続税 3) 消費税
3. 所得税は、納税者自身が1暦年間の所得金額と、それに応じた所得税額を計算のうえ、確定申告を行い、その申告に基づき自主的に納付する（ ）方式を基本としている。
1) 源泉分離課税 2) 申告納税 3) 予定納税

2. 所得税総論

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 所得税は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に生じた個人の所得に対して課される税金である。
2. 所得税の申告分離課税の対象となる所得は、源泉徴収によって課税関係が終了するため、原則として確定申告を必要しない。
3. 所得税の確定申告書を提出すべき居住者が死亡した場合、その相続人は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、所轄税務署長に対し当該確定申告書を提出しなければならない。
4. 所得税法における「非居住者」は、日本国外で生じた所得について納税義務を負わない。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 所得税において、山林所得、土地・建物等に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等は、（ ）の対象となる。
 1) 申告分離課税 2) 源泉分離課税 3) 総合課税
2. その年の1月16日以降新たに業務を開始し、その年分から所得税の青色申告を行おうとする者は、その業務を開始した日から（ ）以内に、青色申告承認申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
 1) 2ヵ月 2) 6ヵ月 3) 8ヵ月
3. 事業所得または（ ① ）を生ずべき事業を営む青色申告者が、正規の簿記の原則に従い作成した貸借対照表、損益計算書を添付した確定申告書を期限内に電子申告するなどの要件を満たす場合、最高（ ② ）の青色申告特別控除の適用を受けることができる。
 1) ①譲渡所得 ②45万円 2) ①山林所得 ②55万円
 3) ①不動産所得 ②65万円
4. 所得税法における居住者とは、日本国内に住所を有し、または現在まで引き続いて（ ）以上居所を有する個人をいう。
 1) 1年 2) 5年 3) 10年

3. 各所得の計算

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 居住者である個人が日本国内において支払いを受ける預金の利子は、原則として、所得税10%・住民税5%の税率により源泉徴収（特別徴収）される。なお、復興特別所得税は考慮していない。
2. 不動産所得の金額の計算上、建物の貸付が、形式基準のいわゆる5棟10室基準を満たしていれば、原則として事業的規模として取り扱うことが認められる。
3. 不動産所得の金額の計算において、敷金や保証金等のうち賃借人に返還を要しない部分については、総収入金額に算入される。
4. 所得税において、事業的規模で行われている不動産の貸付による所得は、事業所得に該当する。
5. 所得税における所得金額の計算において、計上すべき収入金額は、その年において実際に収入した金額に限られるため、未収となっている売上代金は含まれない。
6. 給与所得の金額は、原則として、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額である。
7. 年末調整を受けた給与所得者で、その年において給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告書を提出しなければならない。
8. 給与所得者が通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、通常必要であると認められる部分の金額（電車・バス通勤者の場合は月額15万円が限度）は、非課税所得に該当する。
9. 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じて算出する。
10. Aさんは、勤続年数25年でX社を定年退職し、退職金（収入金額）として3,000万円を受け取った場合、退職所得の金額は1,850万円となる。
11. 退職所得を有する者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、すでに所得税の源泉徴収がされている場合、その退職所得に係る確定申告書の提出義務はない。
12. 所得税における一時所得の金額については、その年中の一時所得に係る総収入金額から、その収入を得るために支出した金額を控除し、さらに最高50万円の特別控除額を控除した金額を、総所得金額に算入する。

13. 所得税において、公的年金等に係る雑所得は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して計算する。
14. 所得税法上、公的年金等に係る雑所得の金額は、「公的年金等の収入金額－掛金総額」により計算する。
15. 個人が受け取る雑所得に該当する原稿料は、原則としてその支払を受ける際に源泉徴収が行われ、所得税の確定申告により税額を精算する。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 利子所得は、原則として、所得税・住民税あわせて（ ）の税率による源泉分離課税の対象となる。なお、復興特別所得税は考慮していない。
1) 10% 2) 20% 3) 30%
2. 所得税において、減価償却資産の範囲に含まれない資産として（ ）が挙げられる。
1) 建物 2) 土地 3) 機械および装置
3. 所得税法上、新たに取得した建物の減価償却の償却方法は、（ ）となる。
1) 定額法 2) 定率法 3) 定額法と定率法の選択
4. 所得税法上、原則として、給与所得者が通常の給与に加算して受ける（ ）は、所定の額の範囲内であれば課税されない。
1) 住宅手当 2) 通勤に通常必要な通勤手当 3) 家族手当
5. 2020年分の給与所得の金額の計算において、給与等の収入金額が（ ）を超える場合、給与所得控除額は上限である195万円が適用される。
1) 850万円 2) 1,200万円 3) 1,500万円
6. 給与所得者のうち、その年に支払いを受けた給与等の金額が（ ）を超える者は、所得税の確定申告をしなければならない。
1) 1,000万円 2) 1,500万円 3) 2,000万円
7. 1ヵ所から給与を受ける居住者で、その年中の給与等の金額が2,000万円以下のため年末調整により所得税が精算されている者であっても、その年の給与所得および退職所得以外の所得の合計額が（ ）を超える場合は、所得税の確定申告をしなければならない。
1) 10万円 2) 15万円 3) 20万円

8. 勤続年数 30 年の者が、定年退職に伴い退職金 3,000 万円を受け取ったときの所得税における退職所得控除額は、() となる。
- 1) $400 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (30 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,100 \text{ 万円}$
 - 2) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (30 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,500 \text{ 万円}$
 - 3) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (30 \text{ 年} - 10 \text{ 年}) = 2,200 \text{ 万円}$
9. 給与所得者が 26 年 3 ヶ月間勤務した会社を定年退職し、退職金の支給を受けた。この場合、所得税の退職所得の金額を計算する際の退職所得控除額は、() になる。
- 1) $800 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} \times (26 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,040 \text{ 万円}$
 - 2) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (26 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,220 \text{ 万円}$
 - 3) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (27 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,290 \text{ 万円}$
10. 所得税における譲渡所得の金額の計算上、() の譲渡損益は、短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分をすることなく計算される。
- 1) 株式
 - 2) ゴルフ会員権
 - 3) 金地金
11. A さんの 1 年分の給与所得の金額が 700 万円、物品販売業に係る事業所得の損失の金額が 50 万円、一時所得の金額が 60 万円 (50 万円の特別控除後で 2 分の 1 前) であるとき、A さんの総所得の金額は () である。
- 1) 680 万円
 - 2) 705 万円
 - 3) 710 万円

4. 課税標準の計算

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 上場株式の譲渡による損失の金額は、確定申告を要件として、不動産所得などの他の所得金額と損益通算することができる。
2. 公社債（国内利付債）の譲渡による損失の金額は、給与所得の金額と損益通算することができる。
3. 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、損益通算の対象とならない。
4. 青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額（純損失の金額）が生じた場合、その損失の金額を翌年以後5年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 所得税の計算において、不動産所得、（ ）、山林所得、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、一定の場合を除き、他の所得の金額と通算することができる。
1) 雑所得 2) 一時所得 3) 事業所得
2. 下記＜資料＞の不動産所得の金額の計算上生じた損失のうち、他の所得の金額と損益通算が可能な金額は、（ ）である。なお、損益通算をするにあたって他に必要とされる要件は満たしているものとする。

＜資料＞ 不動産所得に関する資料

総収入金額	100万円
必要経費(※)	200万円

(※)必要経費のなかには、土地を取得するために要した負債利子の金額30万円が含まれている。

- 1) 70万円 2) 100万円 3) 200万円

5. 所得控除

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 所得税の配偶者控除における控除対象配偶者とは、居住者と生計を一にし、かつ、合計所得金額が103万円以下である配偶者をいう。
2. 所得税の計算において、16歳に満たない扶養親族に係る扶養控除の金額は、1人につき38万円である。
3. 居住者が自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、支払った金額がその居住者のその年分の総所得金額等から控除される。
4. 所得税における医療費控除の額は、対象となる医療費の年間の支出額（保険金等で補てんされる金額を除く）から、10万円と総所得金額等の5%相当額のいずれか低いほうを控除した金額（最高200万円）である。
5. 人間ドックにかかった費用は、その人間ドックによって異常が発見されなかった場合であっても、所得税における医療費控除の対象となる。
6. Aさん保有の居住用家屋が火災により焼失した。この損失の金額（保険金で補てんされる部分を差し引いた金額）が300万円である場合、Aさんの総所得金額等が700万円であるとすれば、損失金額である300万円の全額がその年の雑損控除の対象になる。
7. 所得税において、医療費控除や生命保険控除は「所得控除」であり、配当控除や住宅借入金等特別控除は「税額控除」である。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3)のなかから選びなさい。

1. 所得税の金額の計算上、基礎控除は納税者本人の所得合計金額に応じて適用となり、基礎控除額の最高金額は（ ）である。
1) 33万円 2) 38万円 3) 48万円
2. 所得税において、居住者が控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を除く)を有する場合、その者のその年分の総所得金額等から（ ）を控除する。
1) 28万円 2) 38万円 3) 48万円
3. 所得税の配偶者特別控除の適用要件として、適用を受けようとする年分の居住者の合計所得金額は、（ ）以下でなければならない。
1) 1,000万円 2) 1,500万円 3) 2,000万円
4. 納税者の合計所得金額が800万円、その配偶者の合計所得金額が60万円である場合、（ ）の適用が受けられる。なお、他の適用要件は満たしているものとする。
1) 配偶者控除および配偶者特別控除 2) 配偶者控除 3) 配偶者特別控除
5. 所得税において、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の控除額は、（ ）である。
1) 0万円 2) 38万円 3) 63万円
6. （ ）は、所得税および住民税における社会保険料控除の対象である。
1) 確定拠出年金の個人型年金の掛金 2) 厚生年金保険の保険料
3) 生命保険契約の保険料
7. 所得税において、2012年1月1日以後に締結した生命保険契約に係る一般の生命保険料控除の控除限度額は、（ ）である。
1) 25,000円 2) 40,000円 3) 50,000円
8. 所得税における生命保険料控除のうち、2012年1月1日以後に締結した保険契約に係る介護医療保険料控除の控除限度額は、（ ）である。
1) 30,000円 2) 40,000円 3) 50,000円
9. 所得税における地震保険料控除の控除限度額は、（ ）である。
1) 15,000円 2) 30,000円 3) 50,000円

6. 税額の計算と税額控除

《問題1》 次の各記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

1. 所得税では超過累進税率が採用されており、課税所得金額が多くなるに従って税率が高くなる。
2. 所得税において、合計所得金額が3,000万円を超える年については、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない。
3. 上場株式の配当について配当控除の適用を受けるためには、確定申告が必要である。

《問題2》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3) のなかから選びなさい。

1. 所得税において総合課税の対象となる所得に係る税率は、原則として課税標準が大きくなるに応じて税率が高くなる（ ）となっている。
1) 累進税率 2) 比例税率 3) 制限税率
2. 課税所得金額が 300 万円である者の所得税額は、下記の速算表を使用して（ ）となる。なお、復興特別所得税は考慮しない。

所得税の速算表（一部抜粋）		
課税所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	9 万 7,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	42 万 7,500 円

- 1) 19 万 2,750 円 2) 20 万 2,500 円 3) 29 万 250 円
3. 住宅（認定長期優良住宅に該当しない）を取得し、居住の用に供して住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、住宅借入金等の年末残高の 4,000 万円以下の部分につき（ ）の税額控除が受けられる。
1) 1.0% 2) 1.2% 3) 1.5%
4. 居住者が住宅を取得して居住の用に供し、各年において住宅借入金等特別控除の適用要件を満たす場合、その適用を受けられる期間は原則（ ）である。
1) 10 年 2) 20 年 3) 30 年
5. 所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる家屋は、床面積が（ ① ）以上で、かつ、その（ ② ）以上がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
1) ①50 m² ②3分の1 2) ①50 m² ②2分の1 3) ①60 m² ②3分の2
6. 内国法人から支払いを受けた剰余金の分配に係る配当所得の金額が 100 万円で、課税総所得金額が 600 万円である居住者の所得税における配当控除の金額を計算すると、（ ）である。
1) 100 万円×3%=3 万円 2) 100 万円×5%=5 万円
3) 100 万円×10%=10 万円
7. 所得税の配当控除の適用を受ける場合、配当所得について（ ）を選択して、確定申告を行う必要がある。
1) 総合課税 2) 申告分離課税 3) 源泉分離課税

7. その他の税金

《問題1》 次の各文章の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選びなさい。

1. 個人事業税の申告書の提出期限は、原則として翌年の（ ① ）までであるが、所得税の確定申告をした者は、個人事業税の申告書を提出する（ ② ）。
 - 1) ①3月15日 ②必要はない 2) ①8月15日 ②必要はない
 - 3) ①8月31日または11月30日 ②必要がある